

名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第45号

名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

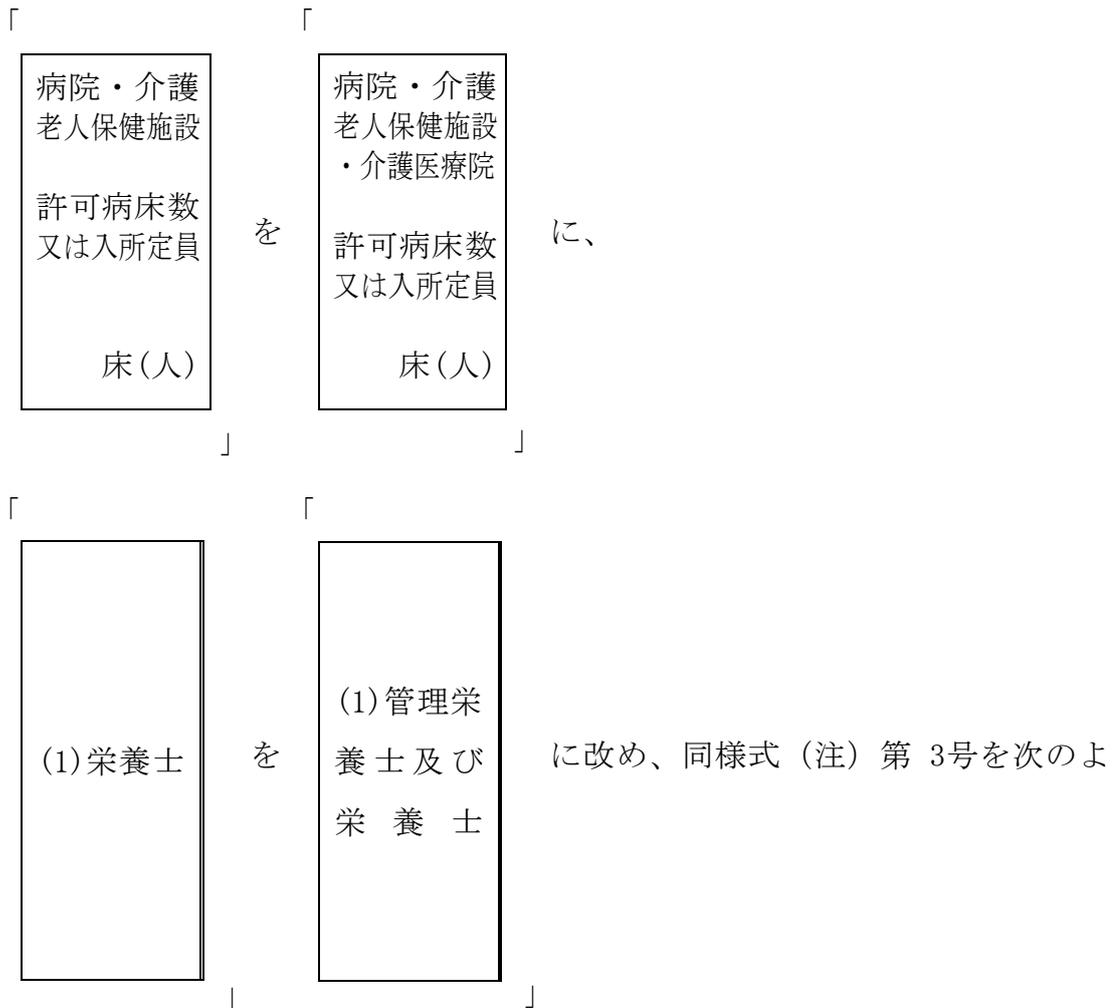
名古屋市健康増進法施行細則（昭和29年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 6条中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 特定給食施設の名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者の職名、氏名及び連絡先
- (3) 管理栄養士及び栄養士の配置の状況
- (4) 栄養管理の実施状況
- (5) その他市長が必要と認める事項

第 7条中「献立台帳」を「献立表」に改める。

第 1号様式中



うに改める。

3 8の(1)の欄に記載した管理栄養士及び栄養士について、その業務の内容に応じた管理栄養士又は栄養士の免許証の写しを添えてください。

第 1号様式（注）第 4号を削る。

第 7号様式から第 9号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市健康増進法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届は、この規則による改正後の名古屋市健康増進法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、

新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。